

下関市監査委員公表第25号

令和6年(2024年)12月18日

下関市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体監査及び同条第5項に基づく随時監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員	今	井	弘	文
同	秋	森	和	也
同	木	本	暢	一
同	田	中	義	一

記

1 監査の対象

別紙「監査対象一覧表」のとおり

2 監査の期間

令和6年9月1日から令和6年10月31日まで

出資団体：社会福祉法人下関市社会福祉事業団

有限会社豊田あぐりサービス

3 監査の範囲

(1) 出資団体の令和5年度における事業及び経理の執行状況

(2) 所管課における出資団体への指導及び監督の状況

4 監査の着眼点

出資団体における出納その他の事務及び当該団体に関係する所管課の事務が、関係法令、財務関係規程等に基づき適正に執行されているかという観点から、主として令和5年度分について、次の着眼点により実施した。

(1) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

(2) 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。

(3) 経営成績及び財政状態は良好か。

- (4) 収益率及び財務比率は良好か。
- (5) 会計経理及び財産管理は適切か。
- (6) 所管課は出資者としての権利行使を適切に行っているか。
- (7) 所管課は団体の経営成績及び財政状態を十分に把握し、団体に対して適切な指導監督を行っているか。

5 監査等の実施内容

監査に当たっては、提出された監査資料を審査したほか、関係書類を抽出等により調査するとともに、関係者から説明聴取を行うなどの方法により実施した。

6 監査の結果

監査した限りにおいて、出資団体である社会福祉法人下関市社会福祉事業団及び有限会社豊田あぐりサービスの事務並びにその所管課の事務については、本市の出資目的に沿って適正に執行されていると認められた。

7 指摘事項及び意見

なし

以上

監 査 対 象 一 覧 表

出資団体監査

出資団体名	出資額 (千円)	出資割合 (%)	所管部局所課
社会福祉法人 下関市社会福祉事業団	3,000	100.0	福 祉 部 福 祉 政 策 課
有限会社 豊田あぐりサービス	85,000	55.6	豊 田 総 合 支 所 建 設 農 林 課